平成 2 3 年 6 月 3 0 日 大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 5 号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第25号。以下「条例」という。)第17条 第1項第4号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成 に関する法律(平成23年法律第40号。以下「財特法」という。)第2条第1項に規 定する東日本大震災(以下「東日本大震災」という。)の被災者に対して大阪府後期高 齢者医療広域連合が行う保険料の減免の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 (保険料の減免)
- 第2条 大阪府後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する被保険者の保険料のうち、別表第1に定める減免対象保険料について、それぞれ次の各号に定める額を減免することができる。
  - (1) 平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域(以下「特定被災区域」という。)に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、主たる居住の用に供している住宅が全半壊、全半焼若しくはこれに準ずる被災を受けたもの又は被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属するもの 減免対象保険料の全部
  - (2) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震 災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡 し、又は重篤な傷病を負ったもの 減免対象保険料の全部
  - (3) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震 災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が 不明であるもの 減免対象保険料の全部
  - (4) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、その者の属する世帯の主たる生計維持者以外のもので、東日本大震災による被害を受けたことによりその行方が不明であるもの又は重篤な傷病を負ったもの 減免対象保険料の全部
  - (5) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため、避難又は退避を行っている者 減免対象保険料の全部
  - (6) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による警戒区域、計画的避難区域 及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象区域(当該 指示が解除された区域を含む。) に居住していたため、避難を行っている者 減免対 象保険料の全部
  - (7) 特定避難勧奨地点(東日本大震災の原子力発電所の事故発生後1年間に原子力災害現地対策本部長が定める積算線量を超えると推定される特定の地点をいう。)に居住していたため、避難を行っている者 減免対象保険料の全部

- (8) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)(以下「第8号避難指示区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者及び旧緊急時避難準備区域並びに指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)(以下「第8号旧緊急時避難準備区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者減免対象保険料の全部
- (9) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域(以下「第9号帰還困難区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者及び別表第1第6号ただし書きに該当する上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域並びに平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)(以下「第9号旧緊急時避難準備区域等」という。)及び旧避難指示解除準備区域並びに平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)(以下「第9号旧避難指示解除準備区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者減免対象保険料の全部
- (10) 帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者、別表第1第7号ただし書きに該当する上位所得層を除く平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等及び平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(以下「第10号旧避難指示区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者並びに平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(以下「第10号旧避難指示解除準備区域」という。)に居住していたため避難を行っている者 減免対象保険料の全部
- (11) 帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者、別表第1第8号ただし書きに該当する上位所得層を除く第10号旧避難指示区域等及び平成27年度に指定が解除された避難指示解除準備区域(以下「第11号旧避難指示区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者並びに平成28年度に指定が解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域(以下「第11号旧居住制限区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者減免対象保険料の全部
- (12) 帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者、平成30年度の保険料にあっては別表第1第9号ただし書きに、平成31年度の保険料にあっては別表第1第10号ただし書きに該当する上位所得層を除く第11号旧避難指示区域等並びに平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等(以下「第12号旧避難指示区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者 減免対象保険料の全部
- (13) 帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者、別表第1第11号ただし書きに該当する上位所得層を除く第12号旧避難指示区域等及び令和元年度に指定が解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域、帰還困難区域(以下「第13号旧居住制限区域等」という。)に居住していたため避難を行っている者 減免対象保険料の全部
- (14) 帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、別表第1第12号ただし書きに該当する上位所得層を除く第12号旧避難指示区域等及び令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(以下「第14号旧避難指示区域等」という。) に居住していたため避難を行っている者 減免対象保険料の全部

- (15) 帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、別表第1第13号ただし書きに該当する上位所得層を除く第14号旧避難指示区域等に居住していたため避難を行っている者 減免対象保険料の全部
- (16) 第14号旧避難指示区域等及び令和4年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(以下「第16号旧避難指示区域等」という。)のうち、平成26年度までに指定が解除された第16号旧避難指示区域等に居住していたため避難を行っている者であって別表第1第14号ただし書きに該当する上位所得層(以下「第14号上位所得層」という。)を除く者 減免対象保険料の半額
- (17) 帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、第14号上位所得層を除く 第16号旧避難指示区域等に居住していたため避難を行っている者のうち前号の対 象とならない者、第14号上位所得層であって令和4年度に指定が解除された旧帰 還困難区域等に居住していたため避難を行っている者 減免対象保険料の全部
- (18) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震 災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業 収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、 その減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除して得た額)が 前年の当該収入額の10分の3以上であるもので、前年の地方税法(昭和25年法 律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並び に高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第 1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法第314条の 2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合 計額(以下「総所得金額等」という。)が1,000万円以下であるもの(前年の総 所得金額等から、減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額(2以 上ある場合はその合計額)を控除して得た額が400万円を超えるものを除く。) 被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属す る全ての被保険者につき算定した前年の総所得金額等に占める減少することが見込 まれる当該収入に係る前年の所得金額(2以上ある場合はその合計額)の割合を乗 じて得た額に、別表第2左欄に掲げる前年の総所得金額等の区分に応じて同表右欄 に定める減免率を乗じて得た額
- (19) 前18号に準ずる者として広域連合長が認めた者 それぞれ前18号に定める減 免額に準ずる額
- 2 前項第16号及び第18号の減免額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第1項第18号の規定により算出した減免額を控除した保険料が、条例第10条に規 定する賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額を保険料とする。 (減免事由が重複する場合)
- 第3条 前条第1項に規定する減免事由のうち、同一の年度分に相当する額を減免対象保 険料とする複数の基準に該当する被保険者については、減免額が最も大きくなるものを 適用する。

(減免の申請等)

第4条 保険料の減免の申請等については、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則(平成20年後期高齢者医療広域連合規則第4号)第31条から第33条の2までの規定を準用する。この場合において、同規則第31条第1号中「条例第17条第1項第1号」とあるのは「東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則(以下「特例規則」という。)第2条第1項第1号から第17号まで」と、同条第2号中「条例第17条第1項第2号」とあるのは「特例規則第2条第1項第18号」と、同条第3号中「条例第17条第1項第3号」とあるのは「特例規則第2条第1項第19号」と読み替えるものとする。

(細則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に第2条第1項に規定する者がした減免の申請その他の行為に ついては、この規則の規定によってなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前に第2条第1項に規定する者に対して行った減免の決定その他 の行為については、この規則の規定により行ったものとみなす。

附 則(平成24年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規則第2号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則 (令和5年規則第7号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第2条関係)

号	対 象 被 保 険 者	減免対象保険料
(1)	第2条第1項第1号、第2号及び第18号に該当する者	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保 険料額のうち、平成23年3月分から平成24年9 月分までに相当する額
(2)	第2条第1項第3号及び第4 号に該当する者	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額のうち、平成23年3月分から平成24年9月月分までに相当する額。ただし、平成24年9月30日までの間において、対象被保険者の行方が明らかとなった場合は、平成23年3月分からその者の行方が明らかとなった日の属する月の前月分までに相当する額とする。
(3)	第2条第1項第5号に該当する者	平成22年度、平成23年度及び平成24年度の保険料額のうち、立ち退き又は退避の指示があった日の属する月分から平成25年3月分までに相当する額。ただし、平成23年4月22日に当該指示が解除された地域に住所を有していた者については、立ち退き又は退避の指示があった日の属する月分から平成23年6月分までに相当する額とする。
(4)	第2条第1項第6号及び第7 号に該当する者	平成22年度から平成25年度までの保険料額のうち、指示又は特定があった日の属する月分から平成26年3月分までに相当する額
(5)	第2条第1項第8号に該当する者	平成26年度の保険料額のうち、平成26年4月分から平成27年3月分までに相当する額。ただし、第8号旧緊急時避難準備区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成25年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者については、平成26年4月分から平成26年9月分までに相当する額
(6)	第2条第1項第9号に該当する者	平成27年度の保険料額のうち、平成27年4月分から平成28年3月分までに相当する額。ただし、第9号旧避難指示解除準備区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成26年(平成27年7月までの場合にあっては、平成25年)の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者については、平成27年4月分から平成27年9月分までに相当する額

(7)	第2条第1項第10号に該当する者	平成28年度の保険料額のうち、平成28年4月分から平成29年3月分までに相当する額。ただし、第10号旧避難指示解除準備区域に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成27年(平成28年7月までの場合にあっては、平成26年)の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者については、平成28年4月分から平成28年9月分までに相当する額
(8)	第2条第1項第11号に該当する者	平成29年度の保険料額のうち、平成29年4月分から平成30年3月分までに相当する額。ただし、第11号旧居住制限区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成28年(平成29年7月までの場合にあっては、平成27年)の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者については、平成29年4月分から平成29年9月分までに相当する額
(9)	第2条第1項第12号に該当する者	平成30年度の保険料額のうち、平成30年4月分から平成31年3月分までに相当する額。ただし、第12号旧避難指示区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成29年(平成30年7月までの場合にあっては、平成28年)の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の者
(10)	第2条第1項第12号に該当する者	平成31年度の保険料額のうち、平成31年4月分から平成32年3月分までに相当する額。ただし、第12号旧避難指示区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成30年(平成31年7月までの場合にあっては、平成29年)の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の者

(11)	第2条第1項第13号に該当する者	令和2年度の保険料額のうち、令和2年4月分から令和3年3月分までに相当する額。ただし、第 13号旧居住制限区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、令和元年(令和2年7月までの場合にあっては、平成30年)の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者については、令和2年4月分から令和2年9月分までに相当する額
(12)	第2条第1項第14号に該当する者	令和3年度の保険料額のうち、令和3年4月分から令和4年3月分までに相当する額。ただし、第 14号旧避難指示区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の場合にあっては、令和2年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者の保険料額
(13)	第2条第1項第15号に該当する者	令和4年度の保険料額のうち、令和4年4月分から令和5年3月分までに相当する額。ただし、第14号旧避難指示区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の場合にあっては、令和3年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者の保険料額
(14)	第2条第1項第16号に該当する者	令和5年度の保険料額のうち、令和5年4月分から令和6年3月分までに相当する額。ただし、令和4年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者を除く。
(15)	第2条第1項第17号に該当する者	令和5年度の保険料額のうち、令和5年4月分から令和6年3月分までに相当する額。ただし、令和4年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者で令和4年度に指定が解除された旧帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者にあっては、令和5年4月分から令和5年9月分までに相当する月割算定額

## 別表第2 (第2条関係)

備考 収入の減少が事業等の廃止又は失業による場合は、左欄の区分にかかわらず、減免率を100パーセントとする。

前年の総所得金額等	減免率
300万円以下	1 0 0 %
300万円を超え400万円以下	8 0 %
400万円を超え550万円以下	6 0 %
550万円を超え750万円以下	4 0 %
750万円を超え1,000万円以下	2 0 %